

財政健全化法に基づく東員町の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による東員町の令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の概要は以下のとおりです。

1 概要

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率は、いずれも健全段階です。（※赤字等がない場合は「—」で表示）

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	資金不足比率	令和3年度	経営健全化基準
実質赤字比率	—	14.21%	水道事業会計	—	20.0%
連結実質赤字比率	—	19.21%	下水道事業特別会計	—	20.0%
実質公債費比率	2.7%	25.0%			
将来負担比率	—	350.0%			

2 町財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）

実質赤字比率	— (-22.72%)	(参考) 令和2年度比率	— (-10.62%)
--------	-------------	--------------	-------------

実質赤字比率は、一般会計等を対象とする実質赤字額の、地方公共団体における一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は赤字の早期解消を図る必要があります。

令和3年度も一般会計の実質収支が1,487,067千円で黒字となり、実質赤字は生じず、実質赤字比率は該当しません。令和2年度と比較して、実質収支が842,854千円増加しています。

連結実質赤字比率	— (-42.51%)	(参考) 令和2年度比率	— (-29.89%)
----------	-------------	--------------	-------------

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とする実質赤字額（または、資金不足額）の、標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和3年度も一般会計及び特別会計の実質赤字並びに公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当しません。

実質公債費比率	2.7%	(参考) 令和2年度比率	2.5%
---------	------	--------------	------

実質公債費比率は、一般会計等で負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率で、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和3年度の比率（R1～R3の3カ年平均）は、令和2年度と比較して0.2%増加しています。令和3年度単年度の比率においては、普通交付税の増加などに伴い分母である標準財政規模が大きくなったため、前年度に比べて0.17%減少しています。

将来負担比率	— (-54.5%)	(参考) 令和2年度比率	— (-60.4%)
--------	------------	--------------	------------

将来負担比率は、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

令和3年度においては、負債の償還に充てることができる基金等が、将来負担すべき実質的な負債を上回るため、将来負担比率は該当しません。令和2年度と比較して、地方債の現在高の増加により、前年度に比べて5.9%増加しています。

3 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）

水道事業会計	— (-284.1%)	(参考) 令和2年度比率	— (-239.9%)
下水道事業特別会計	— (-37.8%)	(参考) 令和2年度比率	— (-26.0%)

各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和3年度においては、いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当しません。